

自転車の交通ルールが変わったのを知っていますか？

令和 6 年 11 月 1 日道路交通法の改正が行われました。

自転車運転中の携帯電話使用等に起因する交通事故が増加傾向であることから、交通事故を抑止するため新しく罰則規定が整備されました。

このことについては、先週、生徒会長の放送でもお話ししていました。

再度、「運転中のながらスマホ」について、確認しておきましょう

☆自転車も道路交通法の罰則が適応されます☆

<携帯電話等使用等（保持）>

- 携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合
- 携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら、自転車を運転した場合



罰則：6 ヶ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

<携帯電話等使用等（交通の危険）>

- 携帯電話等（スマートフォンなど）の使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合



罰則：1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

「ながらスマホ」は事故の元

みんなの命を守るためにも、交通ルールを守りましょう。

<注意>

令和 5 年 4 月 1 日から道路交通法で、ヘルメット着用が努力義務となりました。**ヘルメットは、あなた達の大切な頭を守るものです。**ヘルメットについてもきちんと着用し、交通ルールを守っていきましょう。

